

様式第3号（第9条関係）

審査等結果報告書

令和元年11月19日

草津市長 橋川 渉 様

草津市政治倫理審査会
委員長 須藤 陽子

令和元年8月23日付け草総発第2081号で付託のあった草津市議会議員に係る政治倫理に関する審査等について、審査会における審査等の結果は、次のとおりでしたので報告します。

- 1 審査等の請求の対象となる事由の該当条項
草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項
- 2 審査等の結果
別紙のとおり

【草津市政治倫理審査会委員】

役職	委員名	職業
委員長	須藤陽子	学識経験者（大学教授）
副委員長	北村 亘	学識経験者（大学院教授）
委員	井上喜美	学識経験者（税理士）
委員	中谷 実	学識経験者（大学名誉教授）
委員	中山仁美	学識経験者（弁護士）
委員	山本久子	学識経験者（弁護士）

【審査等の請求】

議員から議長へ提出された日	議長から市長へ送付された日	市長から審査会へ付託された日
令和元年8月21日	令和元年8月23日	令和元年8月23日

【審査等の経過】

第1回審査会 令和元年9月18日（水）

委員長と副委員長を互選したのち、審査会の運営および審査等請求書（以下「請求書等」という。）の内容について確認した。

また、審査を行うにあたり、出席を求め意見聴取を行うべき者および収集すべき必要な情報等を確認した。

第2回審査会 令和元年10月21日（月）

請求人から請求書等の記載事項について聞き取りを行い、その内容と提出された請求書等をもとに、審査会としての意見の集約を図った。

草津市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第4条の規定に基づき、草津市議会（以下「市議会」という。）議員が政治倫理規準に違反する行為をした疑いがあるとして、令和元年8月21日付けで、市議会の全会派代表議員5人から審査等請求書が市議会議長に提出され、令和元年8月23日付けで市議会議長から草津市長に請求書等が送付され、同日付で草津市長から本審査会に審査等を付託された。

1 請求人の主張

- (1) 審査等を求める議員の氏名
中村孝蔵議員
- (2) 審査等請求の対象となる事由の該当条項
倫理条例第3条第1項
- (3) 審査等請求の対象となる事由の内容

8月7日付け京都新聞朝刊ならびに同月8日付けの読売新聞および中日新聞朝刊に掲載された記事によると、中村孝蔵議員は、平成25年の小汐井神社の本殿改修および拝殿造営に際して、奉賛金100万円の寄附を行った（以下「本件寄附行為」という。）とされている。

本件寄附行為が事実であれば、公訴時効の3年間が経過したとはいえ、公職の候補者等が当該選挙区内において寄附を禁止する公職選挙法第199条の2第1項に抵触するおそれがあり、そのような行為を行ったことは倫理条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがある。

2 議員、寄附を受けた神社および請求人からの事情・意見聴取内容

- (1) 議員の説明（9月11日 事務局による事前聞き取り）
公職選挙法に違反するおそれがあることは認識していたが、氏子として寄附を行った。
- (2) 神社の説明（10月4日 書面回答）
議員からの強い申し出があったことから寄附を受け取った。
- (3) 請求者の説明（市議会全会派代表者から審査等請求をしたことについて）
市議会5会派代表者は、本件寄附行為が、公職選挙法に違反するとともに、政治倫理規準にも違反する行為であるとの認識であったが、市議会議員選挙が近く執行されることから、市民からではなく議員から本審査会に審査を請求することで、市民からの信頼の失墜を防げるのではないかとの思いで審査等請求に至った。

3 審査会の判断

- (1) 倫理条例の趣旨を踏まえると、市民から疑念を抱かれるような行為を行うべきではなく、本件寄附行為が公職選挙法に違反するおそれが極めて強く、違法であれば当然に、政治倫理規準にも違反すると考える。
- (2) 倫理条例上の政治倫理規準については、倫理条例第3条第1項第2号には明確に違反しているとまでは言えないが、同項第1号における「不正の疑惑を持たれ

る」行為があったことは事実であることも踏まえ、同号に違反しているものと考ええる。

4 判断の理由

- (1) 公職選挙法の趣旨に照らして判断すると、「寄附」は、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」と定義され、社会通念上の寄附の観念よりも広がっている。また、「党費または会費」は、「政党その他の団体の構成員が当該団体の財政を維持するため、定款、規約、党則等にあらかじめ定められたところに従って、構成員たる地位に基づいて義務として支出する通常均一な債務およびその履行行為」(安田充・荒川敦著「逐条解説 公職選挙法(下)」より抜粋)をいうことから、本件行為は寄附に当たるおそれが極めて強く、公訴時効の期間を過ぎているかどうかにかかわらず、政治倫理上、許されるものではない。
- (2) 政治倫理規準については、倫理条例第3条第1項第1号で「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」、同項第2号で「常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。」と定義されている。本件行為は市議会議員としてではなく、信仰上の慣習の一つとして個人として行ってきた経緯を踏まえると、市議会議員の地位を利用する意図はないことから同号の「その地位を利用して」に該当するとは言い難く、倫理条例第3条第1項第2号の政治倫理規準に違反しているとは言えない。
- (3) しかしながら公職にある者は、自らの高潔性を保ち、法令にそって深く考えて行動すべきであり、本件行為が市民から疑念を抱かれる行為であったことから、倫理条例第3条第1項第1号の政治倫理規準に違反していると考ええる。

5 付帯意見

当審査会は、政治倫理規準の違反の存否について審査する機関であるが、次に述べる意見を付することとする。

当審査会は、本件寄附行為と同様の事案を平成23年に審査しており、同年に市議会に対し、市民からの信頼の確保と倫理の保持について要望したにもかかわらず、再びこのような事案が起こったことは誠に遺憾である。

氏子としての寄附については、信仰心や地域の特殊性は有るとしても、公職選挙法で禁止されている寄附に当たるおそれがあるので、議員である以上は当然慎むべきであった。市議会として、公職にある者が寄附するには制限があることについて、改めて周知徹底を図り、本事案を題材とした研修等の実施を通じて、政治倫理規準の遵守について更なる理解を深めることによる、再発防止に向けた一層の取組が必要であると考ええる。

審査等の結果の報告に当たり、市議会議長に対し、本件寄附行為のような事案が

再び起きないよう、全議員一人ひとりが市民全体の代表として、市政に携わる権能と責務を深く自覚したうえで、倫理条例の趣旨を踏まえ、今一度、市民の信頼を得るべく倫理の保持に努めていただくよう要望する。